

# 入札説明書

公益財団法人千葉市産業振興財団（以下「発注者」という。）が発注する「第24回『ベンチャー・カップCHIBA』実施業務委託」にかかる一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

## 1 一般競争入札に付する事項

### （1）件名

第24回『ベンチャー・カップCHIBA』実施業務委託

### （2）概要

第24回『ベンチャー・カップCHIBA』実施業務委託仕様書のとおり

### （3）委託期間

契約締結日から令和8年1月30日まで

### （4）履行場所

TKPガーデンシティ千葉 ほか

## 2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

（1）広く情報発信を可能にする全国紙を発行し、日常的に中小企業経営に有益な情報を発信している者であること。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反

している者

キ 千葉市内に本店又は営業所を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者

(3) 過去5年以内において、同種・同規模の履行実績を有すること。

### 3 入札参加希望届兼宣誓書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加希望届兼誓約書（様式1号）を提出しなければならない。

#### (1) 提出方法

公益財団法人千葉市産業振興財団 産業創造課宛て持参又は郵送  
(郵送先)

〒260-0013

千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館8階

#### (2) 提出期限

令和7年5月2日(金) 午後5時

### 4 入札参加資格及び仕様書に関する質問

#### (1) 質問受付方法

任意の書式で電子メールにより受け付ける。(郵送、電話や口頭による質疑は受け付けない)

受付メールアドレス：sangyosozo@chibashi-sangyo.or.jp

#### (2) 質問受付期限

令和7年5月13日(火) 午後5時

#### (3) 質問に対する回答

令和7年5月16日(金)までに質問者に対して電子メールで回答する。

### 5 入札手続等

#### (1) 入札・開札の日時及び場所

日時：令和7年5月20日(火) 午前10時

場所：千葉市産業振興財団 会議室

#### (2) 入札方法

入札者は、原則として前記(1)の入札・開札の日時及び場所に参加し、

入札書（様式 2 号）に商号及び入札件名を記載した封筒に入れて提出すること。ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、後記 8 の契約事務担当課宛とし、入札日前日までに書留郵便にて必着のこと。

（3）入札書に記載する金額

入札金額は、本件にかかる一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（4）開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札前に委任状（様式 3 号）を提出すること。

（5）無効となる入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、無効となる入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 委任状の提出がない代理人による入札

イ 記名押印を欠く入札

ウ 鉛筆で記入された入札書による入札

エ 金額が加除訂正された入札書による入札

オ 同一入札者による 2 以上の入札

カ 同一入札者による入札書及び辞退届の同一投函

キ 郵送により入札書の提出を行う場合に、本書の定める方法によらない入札

（6）落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

なお、落札者となるべき同価の入札が 2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

（7）再度入札の実施

開札において、予定価格の範囲内での価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。再度入札の回数は 1 回とする。ただし、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は初回の入札で失格又は無効とされた者は参加できない。

2 回の入札により落札者が決定しない場合は、最低価格提示者との

随意契約に移行する。

## 6 入札の辞退

入札参加を辞退する者は、入札日の前日までは、入札辞退届（様式4号）を財団に直接持参又は郵送により提出しなければならない。

入札日当日にあつては、次のいずれかの方法により提出しなければならない。

- （1）入札・開札の日時の30分前までに、財団に直接持参する。
- （2）入札・開札の日時に入札会場に来場の上、入札辞退届又は入札書に入札辞退の旨記載したものを入札箱に直接投函する。

## 7 契約手続等

- （1）契約保証金  
免除
- （2）契約書作成の要否  
要
- （3）契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

## 8 契約事務担当課

〒260-0013 千葉市中央区中央2丁目5番1号

公益財団法人千葉市産業振興財団 産業創造課（担当：藤島）

電話 043-201-9504

FAX 043-201-9507

電子メール sangyosozo@chibashi-sangyo.or.jp